

第15章 公共施設の管理

(法第39条)

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

法第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

〈解説〉

1 制定趣旨

本条は、開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事によって設置された公共施設の管理者を定めた規定です。

開発行為を行う場合は、一定水準の道路、公園、排水施設等の公共施設の整備が必要になる場合があります。開発行為によって新たに設置された公共施設は、開発行為の完了後、適正に管理されなければ設置した目的が達成されないため、その管理者を明確にしておく必要があることから設けられたものです。

2 対象となる公共施設

本条の対象となる公共施設は、開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設です。基本的には、法第32条第2項の協議の対象となった公共施設になります。

3 新たに設置された公共施設を管理する者

開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の管理は、原則として、その公共施設が存する市町村が行います。しかし、他法令に基づく管理者がいる場合や法第32条第2項の協議で管理者を定めた場合は、その管理者が管理することになります。

(1) 市町村が管理する場合

開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の管理は、原則として、その公共施設が存する市町村が行います。これは、開発許可制度制定当時の立法政策で、

開発事業者にも公共施設整備の役割を担わせることとし、それによって整備された公共施設の維持管理を原則として市町村に担わせることとした役割分担に由来しています。

なお、法第32条第2項では、公共施設の管理についての協議が整うことを必要としていないため、管理者が不明確となる場合が想定されます。管理者と協議が調わなかった場合、本条の規定により、公共施設の管理は市町村が行うこととなります。

(2) 市町村以外の者が管理する場合

ア 他の法律に基づく管理者が別にあるとき

道路法、河川法等のいわゆる公物管理法の規定に基づき、公共施設の管理者が当然に定まる場合をいいます。

イ 法第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたとき

開発許可を申請しようとする者が市町村と協議した結果、市町村以外の者を管理者として定めた場合をいいます。しかし、開発許可制度の本来の趣旨や本条の趣旨から、できるだけ市町村がその管理をすることが望ましいと考えられます。

4 管理の属する時期とその効果

公共施設の管理は、開発行為に関する工事の完了公告の日（公共施設に関する部分について先行して完了公告を受けた場合は、その日）の翌日に、それぞれの管理者に属します。

なお、本条は、公共施設の管理について規定したものにすぎず、管理の内容すべてを規定したものではありません。公共施設の管理上公権力の行使にあたる管理行為を行うためには、別途、法令上の根拠が必要となります。例えば、本条の規定により市町村の管理に属した道路であっても、これを市町村道として管理するためには、道路法の規定に基づく認定等の手続が必要となります。